

[重点要望事項詳細説明]

1 真の分権型社会の実現のための国・地方間の税源配分のは是正

- (1) 消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、地方税の配分割合を高めていくこと。
- (2) 地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減ずることなく、国税からの税源移譲等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うこと。

(1) 現状における国・地方間の「税の配分」は6：4である一方、地方交付税、国庫支出金等も含めた「税の実質配分」は3：7となっており、依然として大きな乖離がある。

したがって、地方自治体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できる真の分権型社会を実現するため、消費税、所得税、法人税等、複数の基幹税からの税源移譲を行い、国・地方間の「税の配分」をまずは5：5とし、さらに、国と地方の役割分担を抜本的に見直した上で、その新たな役割分担に応じた「税の配分」となるよう、具体的な工程を明示し、地方税の配分割合を高めていくべきである。

(2) 地方自治体間の財政力格差のは是正を目的に導入された地方法人税は、単に、法人住民税の一部を国税化し、地方交付税として地方に再配分する制度にすぎず、受益と負担の関係に反し、真の分権型社会の実現の趣旨にも反する不適切な制度である。

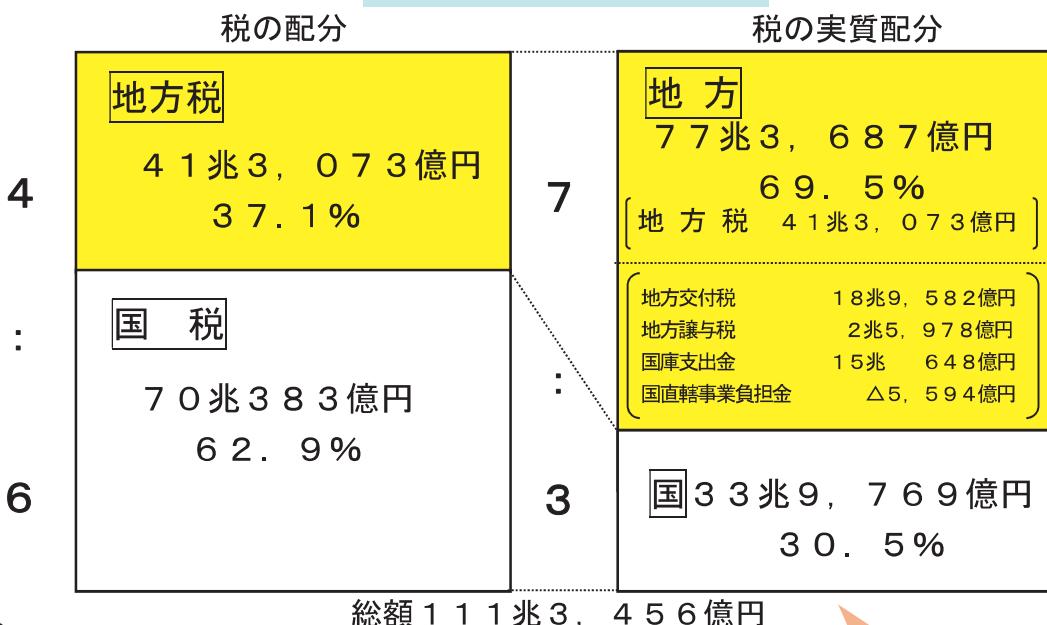
もとより、地方自治体間の財政力格差のは是正は、法人住民税などの地方税収を減すことなく、国税からの税源移譲や地方交付税の法定率引上げ等、地方税財源拡充の中で地方交付税なども含め一体的に行うべきである。

税の配分の
抜本的な
是正が必要!

国・地方における税の配分状況（令和4年度）

《現 状》

国 6：地方 4



注 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

税源移譲

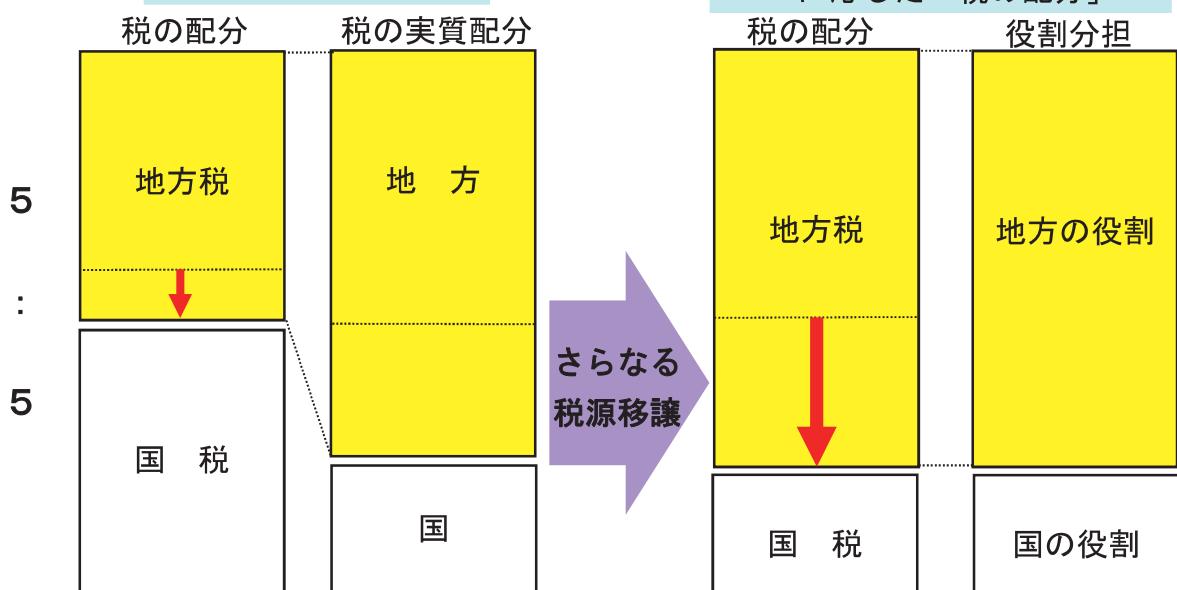
地方法人税の拡大及び特
別法人事業税の創設の影
響により、地方と国との税
の配分格差が拡大した。

複数の基幹税の
配分割合の
大幅な引上げなど

真の分権型社会の実現

《まずは》

国 5：地方 5



2 大都市特有の財政需要に対応した都市税源の拡充強化

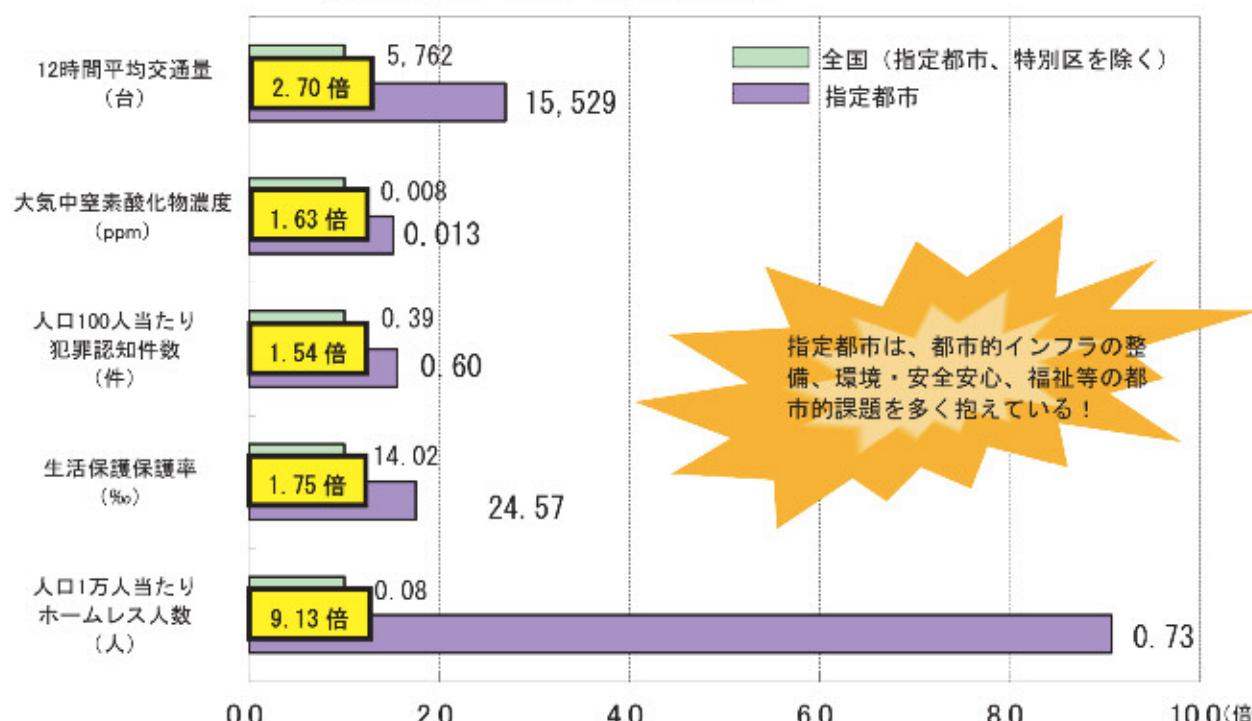
大都市特有の財政需要に対応するため、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合を拡充すること。

特に、地方消費税と法人住民税の配分割合を拡充すること。

指定都市は、圏域の中核都市としての役割や、人口の集中・産業集積に伴う都市的課題から生ずる大都市特有の財政需要を抱えているが、都市税源である消費・流通課税及び法人所得課税の配分割合が極めて低くなっている。

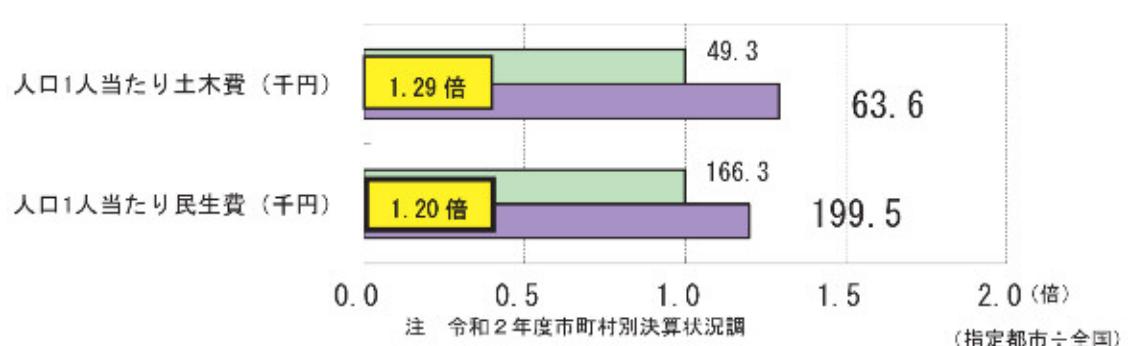
指定都市においては、消費流通活動が活発に行われていること及び法人が産業経済の集積に伴う社会資本整備などの行政サービスを享受していることを踏まえ、特に地方消費税（社会保障財源化分以外）と法人住民税の配分割合を拡充すべきである。

都市的課題（全国平均との比較）

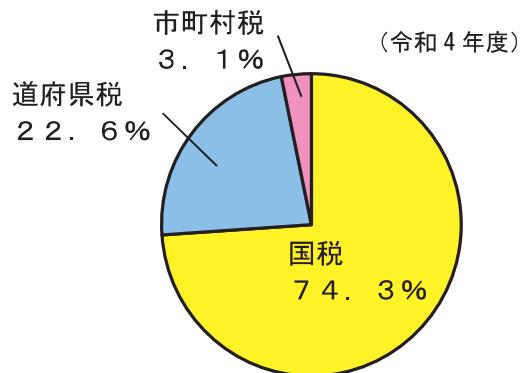


指定都市は、都市的インフラの整備、環境・安全安心、福祉等の都市的課題を多く抱えている！

都市的財政需要（全国平均との比較）



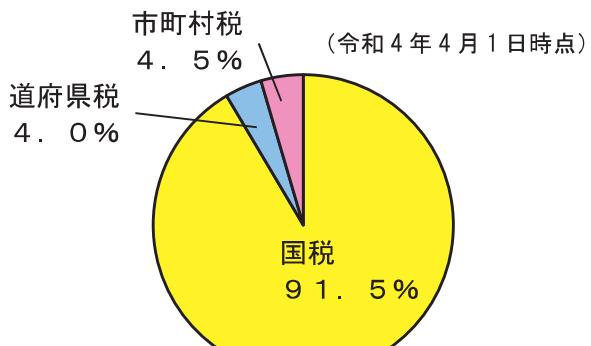
消費・流通課税の配分割合



注1 国の当初予算額、地方財政計画額による数値である。

- 2 東日本大震災による減免などの金額は含まない。
- 3 地方消費税交付金など、譲与税・交付金の配分後においても、市町村の配分割合は12.4%に過ぎない。
- 4 国税のうち消費税の19.5%及び酒税の50%については地方交付税原資とされている。

法人所得課税の配分割合（実効税率）

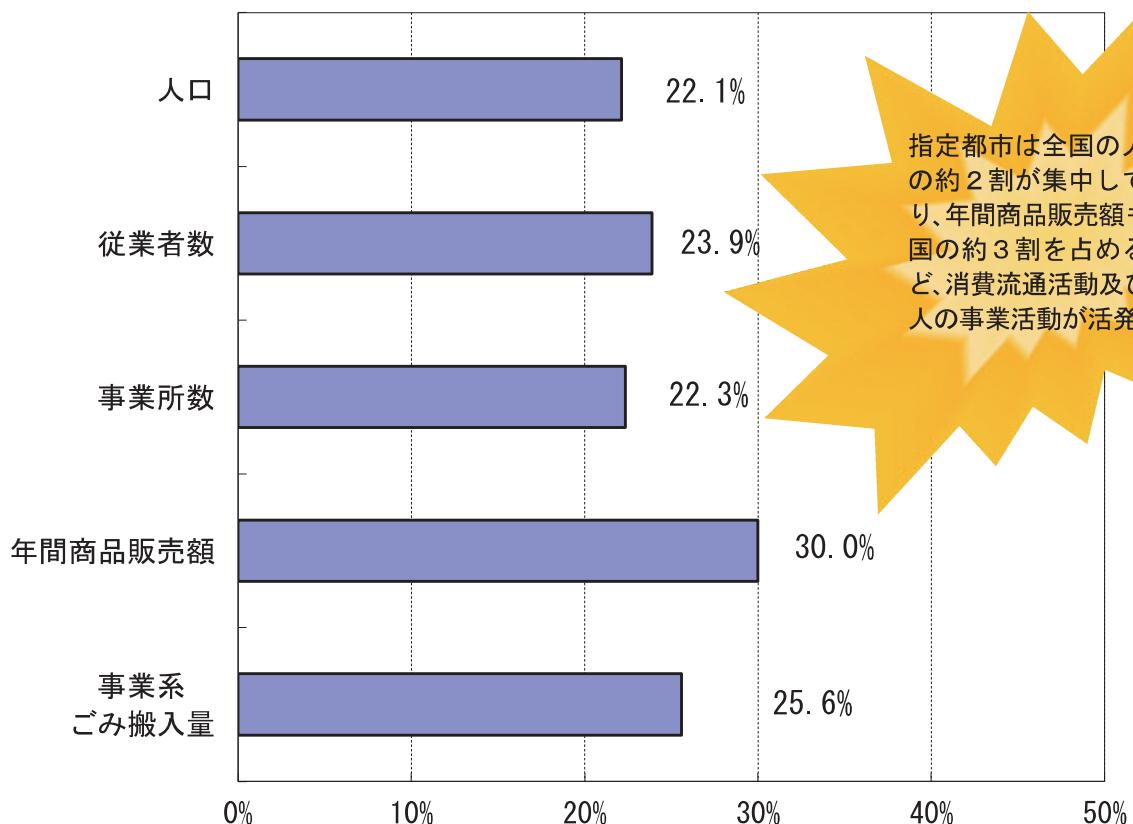


注1 実効税率は、法人事業税及び特別法人事業税が損金算入されることを調整した後の税率である。

- 2 資本金が1億円を超える法人を対象とした場合である。
- 3 国税のうち法人税の33.1%及び地方法人税の全額については地方交付税原資とされ、特別法人事業税については都道府県へ譲与されている。
- 4 道府県税のうち法人事業税の7.7%が市町村に交付されている。

都市税源の配分割合が
極めて低い！

活発な消費流通活動及び法人の事業活動（指定都市の全国シェア）



3 事務配分の特例に対応した大都市特例税制の創設

道府県から指定都市に移譲されている事務・権限及び新たに移譲される事務・権限について所要額が税制上措置されるよう、道府県から指定都市への税源移譲により大都市特例税制を創設すること。

指定都市は、事務配分の特例により道府県から移譲されている事務・権限（以下「大都市特例事務」という。）を担っているが、必要な財源については、税制上の措置が不十分である。

また、指定都市の市民は、大都市特例事務に係る行政サービスを指定都市から受けているにもかかわらず、その経費を道府県税として負担しており、応益原則に反し受益と負担の関係にねじれが発生している。

したがって、指定都市の大都市特例事務に係る経費のうち、税制上の措置不足額については、個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲による税源配分の見直しを行い、大都市特例税制を創設すべきである。

なお、真の分権型社会を実現していく上で、新たに道府県から指定都市へ移譲される事務・権限に必要な財源についても、指定都市への税制上の措置を講ずるべきである。

受 益 と 負 担 の 関 係 に ね じ れ

指定都市の市民は

- ☆ 大都市特例事務に係る行政サービスは「**指定都市から受益**」
- ★ その経費は「**道府県税として負担**」



大都市特例税制の創設によりねじれを是正！

大都市特例事務に係る経費は

道府県から指定都市への税源移譲による

税源配分の見直し（大都市特例税制の創設）により措置すべき

（個人・法人道府県民税及び地方消費税の複数税目からの税源移譲）

【大都市特例事務】

<地方自治法に基づくもの>

- ・児童福祉 ・民生委員 ・身体障害者福祉 ・生活保護 ・行旅病人及び死亡人 ・社会福祉事業 ・知的障害者福祉
- ・母子・父子家庭及び寡婦福祉 ・老人福祉 ・母子保健 ・介護保険 ・障害者自立支援 ・生活困窮者自立支援
- ・食品衛生 ・医療 ・精神保健及び精神障害者福祉 ・結核予防 ・難病対策 ・土地区画整理事業 ・屋外広告物規制

<個別法に基づくもの>

- ・土木出張所 ・衛生研究所 ・定時制高校入件費 ・国・道府県道の管理 等

大都市特例事務に係る税制上の措置不足額

(令和4年度予算による概算)

道府県に代わって負担している
大都市特例事務に係る経費
(特例経費一般財源等所要額)

左の経費に対する
税制上の措置

約4,100億円

<地方自治法に基づくもの>

児童福祉
民生委員
身体障害者福祉 等

<個別法に基づくもの>

土木出張所
衛生研究所
定時制高校人件費
国・道府県道の管理 等

約2,600億円

税制上の
措置不足額

約1,500億円

税制上の措置済額

注 県費負担教職員の給与負担に係る経費を含まない。

これに加え、道府県から指定都市への
新たな事務移譲・権限移譲に伴う所要額に
ついても、税制上の措置が必要！！